

平成28年(ワ)第224号

原告 寺本泰之

被告 豊橋市 外1名

第6準備書面

平成29年5月12日

名古屋地方裁判所

豊橋支部 民事部口係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 齋藤 尚



被告らによる不法行為、及び責任発生原因

- 1 被告豊橋市議会は、平成27年6月、訴外豊橋市議会だより編集委員会を窓口として、原告に対して議会だよりの掲載原稿の提出依頼をして(甲2)、原告が指示通りに原稿の提出をしたにもかかわらず(甲3)、議会だよりに掲載しなかったこと。
- 2 被告豊橋市議会は、平成27年7月、訴外豊橋市議事課前澤を窓口として、原告に対して上記原稿の修正依頼をして(甲4)、原告が修正に応じられる範囲でそれに応じたものの(甲5)、その修正原稿を議会だよりに掲載しなかったこと。
- 3 被告豊橋市議会は、原告が甲5を提出するに際し、甲5が掲載されないときに備え、掲載を辞退する理由を記載した原稿(甲6)を提出したにもかかわらず、甲5、甲6のいずれも掲載しなかったこと。
- 4 被告豊橋市議会の代表者である議長古関充宏は、議会だより作成というその職務を行うについて、上記の1乃至3のとおり原告に損害を与えたものであるから、被告豊橋市は、国家賠償法1条によりその損害を賠償する責任がある。